

市融資制度一覧表

	主な申し込み資格要件及び注意点	資金使途	融資限度額	融資期間	融資利率		信用保証料補助	
					融資利率	利子補給		
中小企業経営合理化資金保証融資	1.原則として1年以上須賀川市に居住し、同一事業を1年以上営み、かつ市税を完納している中小企業者とする。 2.信用保証対象業種とする。	運転資金 設備資金	1,000万円	10年以内	1.5%以内	無	必ず信用保証を付する	20万円を限度として補助
経営安定化資金融資	1.市内に事業所を有し、同一事業を1年以上営んでおり、次の(1),(2)のいずれかに該当する者。 (1)ア. 福島県信用保証協会の福島県無担保無保証人制度保証を受けた者。 イ. 市税を完納している者。 ウ. 借入計画が適当であるもの。 (2)ア.最近3ヶ月の売上高が、前年同期比5%以上減少している中小企業者。 イ.市税を完納している者。 ウ.借入計画が適当である者。 ※セーフティネット保証との併用可能です。	運転資金 設備資金	(1) 1,250万円 (2) 2,000万円	(1) 5年以内 1年以内の据置可 (2) 10年以内 1年以内の据置可	1.5%以内 市工業製品認定企業 1.4%以内	年利率1%相当額を2年間補助	必要に応じて信用保証を付する	
中心市街地リノベーション融資	商業地域内の既存物件をリノベーションし、事業用物件へ転換する者及び既存の事業用物件をリノベーションする者のうち、次のいずれかに該当する者 (1) 自己が所有する物件、または貸借物件を事業を行う者へ賃貸する者 (2) 当該物件において新たに事業を開始しようとする者 ※ 当該融資制度を利用する場合、事前に市の承認が必要となります	設備資金 運転資金 (事業用物件等のリノベーションに係る費用に限る)	2,000万円	25年以内 2年以内の据置可	10年以内 1.5%以内 10超～20年以内 1.9%以内 20超～25年以内 2.1%以内 10年超の場合 変動利率 当初1.7%以内 を選択できる	年利率相当額を5年間補助	必要に応じて信用保証を付する	無
スタートアップ資金融資	1.次のいずれかに該当する者。 (1) 新たに事業を開始しようとする者(開業して5年未満のものを含む。) (2) 既に中小企業である者から事業を承継する者又は既に中小企業者であって新たな分野の事業に進出しようとする事業承継者 2.市税を完納している者。	運転資金 設備資金	2,000万円	10年以内 1年以内の据置可	5年以内 1.7%以内 5～10年以内 1.9%以内 特定創業支援事業により支援を受けた方 5年以内 1.5%以内 5～10年以内 1.7%以内	年利率1%相当額を5年間補助	必要に応じて信用保証を付する	35万円を限度として補助
設備投資促進資金融資	1.市内に事業所を有し設備投資を行う者。 (賃貸用不動産及びその付随施設の購入、建築、修繕に係る費用、土地取得費用、保証協会が設備資金として認めない物は除く) 2.市税を完納している者 3.借入計画が適当である者。	設備資金	3,000万円	10年以内 1年以内の据置可	1.5%以内	無	必ず信用保証を付する	35万円を限度として補助